

ようこそ！
正しいごみ出しに
ご協力を！！

入居される方へ



市川市のごみの分け方と出し方の基本的なルール

各市町村でごみの分け方・出し方が違います。

○12分別と収集回数

指 定 袋 制	1. 燃やすごみ(週3回)	7. 新聞(週1回)
	2. 燃やさないごみ(週1回)	8. 雑誌(週1回)
	3. プラスチック製容器包装類(週1回)	9. ダンボール(週1回)
	4. 有害ごみ(週1回)	10. 紙パック(週1回)
	5. ビン(週1回)	11. 布(週1回)
	6. カン(週1回)	12. 大型ごみ(有料申込制)

※収集日や分別方法については「資源物のごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

○市川市のごみ出しの基本ルール

1. 正しく12分別する。
2. 収集日当日の午前8時まで決められたごみ集積所に出す。
3. 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」は、市川市の指定袋に入れて出す(指定袋以外は収集しません)。

※ごみ集積所は、使用する方・管理する方・所有する方で維持管理するものです。常に綺麗にお使いください。

※市川市の指定袋は、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで販売しています。

市川市のごみ分別方法・出し方は、スマホ・アプリでも調べられます。

Google Play または
App Store で検索

市川市 ごみ

検索



市川市 環境部 清掃事業課

TEL: 047-712-6301

FAX: 047-712-6302

○プラスチック製容器包装類の分別と出し方



プラスチック製容器包装類とは、商品や食料品の中身を出したり、食べたり飲んだりして不要になったプラスチック製の容器、またはそれを包んでいたプラスチック製の包装材をいいます。

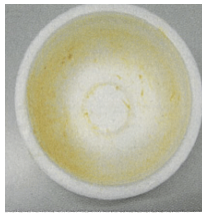
フラマーク () やペットマーク () がついているものが対象です。

例) PETボトル、プラスチック製のシャンプーなどのボトル、食品トレイ、卵パック、カップラーメンのカップ、PETボトルのキャップ、歯磨き粉のチューブ、レジ袋、電化製品などの緩衝材として使われている発砲スチロールなど。



注意1) 拭き取ったいゆすいでも異物が残ったプラスチック製容器包装類は、「燃やすごみ」です。

※汚れの程度

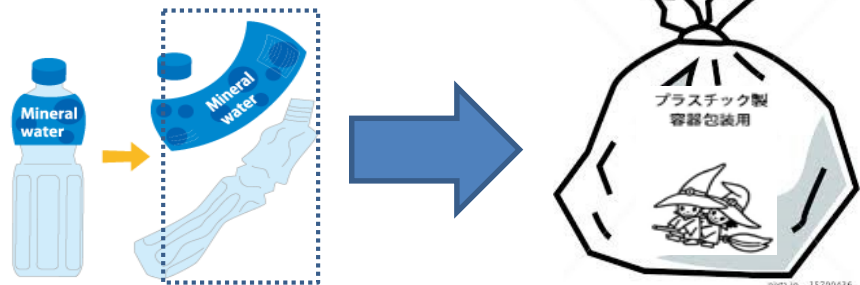


プラスチック製容器包装類へ



燃やすごみへ

注意2) PETボトルは、キャップやラベルを取ってから、ボトルと一緒に「プラスチック製容器包装類用」の指定袋に入れて出してください。そのまま出すと、リサイクルに支障をきたします。



注意3) 「プラスチック製容器包装類用」の指定袋に、直接入れて出してください。

レジ袋などにプラスチック製容器包装類を入れてから「プラスチック製容器包装類用」の指定袋に入れる「二重袋」で出すと、リサイクルに支障をきたしますので、絶対にやめてください。

○ビンとカンは、別々の「透明袋」または「半透明袋」に入れて出してください。

○新聞、雑誌、ダンボール、紙パックは、品目別に束ねてひもで十文字に縛って出してください。ガムテープで束ねると、リサイクルに支障をきたします。